

令和3年第6回浦幌町議会臨時会 議案説明資料

目 次

- ・議案第75号（浦幌町職員の給与に関する条例の一部改正）説明資料…………… P 1・2
- ・議案第76号（浦幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）説明資料…………… P 3・4
- ・議案第77号（浦幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）説明資料…………… P 5・6
- ・議案第78号（浦幌町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）説明資料…………… P 7・8

浦幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例説明資料

(総務課)

1 改正の趣旨

令和3年人事院勧告に伴う給与改定を行うものです。

2 改正の内容

① 第1条関係

再任用以外の職員の期末手当の12月期支給率を0.150月分引下げ、1.275月分から1.125月分とし、再任用職員の期末手当の12月期支給率を0.100月分引下げ、0.725月分から0.625月分とする。

② 第2条関係

再任用以外の職員の期末手当の6月期及び12月期の支給率を1.200月分の同率とし、再任用職員の期末手当の6月期及び12月期の支給率を0.675月分の同率とする。

○再任用以外の職員

支給月	内 容	現 行	令和3年度	令和4年度以降
6月期	期末手当	1.275月	1.275月	<u>1.200月</u>
	勤勉手当	0.950月	0.950月	0.950月
	計	2.225月	2.225月	<u>2.150月</u>
12月期	期末手当	1.275月	<u>1.125月</u>	<u>1.200月</u>
	勤勉手当	0.950月	0.950月	0.950月
	計	2.225月	<u>2.075月</u>	<u>2.150月</u>
合 計	期末手当	2.550月	<u>2.400月</u>	<u>2.400月</u>
	勤勉手当	1.900月	1.900月	1.900月
	計	4.450月	<u>4.300月</u>	<u>4.300月</u>

○再任用職員

支給月	内 容	現 行	令和3年度	令和4年度以降
6月期	期末手当	0.725月	0.725月	<u>0.675月</u>
	勤勉手当	0.450月	0.450月	0.450月
	計	1.175月	1.175月	<u>1.125月</u>
12月期	期末手当	0.725月	<u>0.625月</u>	<u>0.675月</u>
	勤勉手当	0.450月	0.450月	0.450月
	計	1.175月	<u>1.075月</u>	<u>1.125月</u>
合 計	期末手当	1.450月	<u>1.350月</u>	<u>1.350月</u>
	勤勉手当	0.900月	0.900月	0.900月
	計	2.350月	<u>2.250月</u>	<u>2.250月</u>

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

浦幌町職員の給与に関する条例（昭和41年浦幌町条例第32号）新旧対照表

第1条 浦幌町職員の給与に関する条例の一部改正

改正後	改正前
<p>第1条～第15条の4 (略) (期末手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第16条の2～第23条 (略)</p>	<p>第1条～第15条の4 (略) (期末手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第16条の2～第23条 (略)</p>

第2条 浦幌町職員の給与に関する条例の一部改正

改正後	改正前
<p>第1条～第15条の4 (略) (期末手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第16条の2～第23条 (略)</p>	<p>第1条～第15条の4 (略) (期末手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第16条の2～第23条 (略)</p>

浦幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例説明資料

(総務課)

1 改正の趣旨

フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、職員の期末・勤勉手当の合計月数との均衡を考慮し、支給月数を上げる改正を行うものです。

なお、会計年度任用職員の期末手当については、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員ともに職員給与条例の規定を準用することとしているため、職員と同様に改正されるものです。

2 改正の内容

① 第1条関係

勤勉手当の12月期支給率を0.035月分引上げ、0.4385月分から0.4735月分とする。

② 第2条関係

勤勉手当の6月期及び12月期の支給率を0.456月分の同率とする。

フルタイム会計年度任用職員

支給月	内 容	現 行	令和3年度	令和4年度以降
6月期	期末手当	1.275月	1.275月	<u>1.200月</u>
	勤勉手当	0.4385月	0.4385月	<u>0.456月</u>
	計	1.7135月	1.7135月	<u>1.656月</u>
12月期	期末手当	1.275月	<u>1.125月</u>	<u>1.200月</u>
	勤勉手当	0.4385月	<u>0.4735月</u>	<u>0.456月</u>
	計	1.7135月	<u>1.5985月</u>	<u>1.656月</u>
合 計	期末手当	2.550月	<u>2.400月</u>	<u>2.400月</u>
	勤勉手当	0.877月	<u>0.912月</u>	<u>0.912月</u>
	計	3.427月	<u>3.312月</u>	<u>3.312月</u>

パートタイム会計年度任用職員

支給月	内 容	現 行	令和3年度	令和4年度以降
6月期	期末手当	1.275月	1.275月	<u>1.200月</u>
12月期	期末手当	1.275月	<u>1.125月</u>	<u>1.200月</u>
合 計	期末手当	2.550月	<u>2.400月</u>	<u>2.400月</u>

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

浦幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年浦幌町条例第27号）新旧対照表

第1条 浦幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

改正後	改正前
<p>第1条～第15条（略） （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第16条 給与条例第17条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用し、期末勤勉基礎額に<u>100分の47.35</u>を乗じて得た額を支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>第17条～第37条（略）</p>	<p>第1条～第15条（略） （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第16条 給与条例第17条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用し、期末勤勉基礎額に<u>100分の43.85</u>を乗じて得た額を支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>第17条～第37条（略）</p>

第2条 浦幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

改正後	改正前
<p>第1条～第15条（略） （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第16条 給与条例第17条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用し、期末勤勉基礎額に<u>100分の45.6</u>を乗じて得た額を支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>第17条～第37条（略）</p>	<p>第1条～第15条（略） （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第16条 給与条例第17条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用し、期末勤勉基礎額に<u>100分の47.35</u>を乗じて得た額を支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>第17条～第37条（略）</p>

浦幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例説明資料

(総務課)

1 改正の趣旨

町議会議員の期末手当について、職員の期末・勤勉手当の支給月数と同様に改正するものです。

2 改正の内容

① 第1条関係

期末手当の12月期支給率を0.150月分引下げ、2.225月分から2.075月分とする。

② 第2条関係

期末手当の6月期及び12月期の支給率を2.150月分の同率とする。

内 容	支給月	現 行	令和3年度	令和4年度以降
期末手当	6月期	2.225月	2.225月	<u>2.150月</u>
	12月期	2.225月	<u>2.075月</u>	<u>2.150月</u>
	計	4.450月	<u>4.300月</u>	<u>4.300月</u>

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

浦幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年浦幌町条例第18号）新旧対照表

第1条 浦幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

改正後	改正前
第1条～第5条 (略) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に <u>100分の207.5</u> を乗じて得た額とする。 第7条～第8条 (略)	第1条～第5条 (略) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額とする。 第7条～第8条 (略)

第2条 浦幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

改正後	改正前
第1条～第5条 (略) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に <u>100分の215</u> を乗じて得た額とする。 第7条～第8条 (略)	第1条～第5条 (略) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に <u>100分の207.5</u> を乗じて得た額とする。 第7条～第8条 (略)

浦幌町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例説明資料

(総務課)

1 改正の趣旨

特別職の期末手当について、職員の期末・勤勉手当の支給月数と同様に改正するものです。

なお、教育長の期末手当についても、教育長の給与、旅費、勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例第4条において、「教育長の期末手当の額は浦幌町特別職の職員の給与等に関する条例の例による。」と規定されていることから同様に改正となるものです。

2 改正の内容

① 第1条関係

期末手当の12月期支給率を0.150月分引下げ、2.225月分から2.075月分とする。

② 第2条関係

期末手当の6月期及び12月期の支給率を2.150月分の同率とする。

内 容	支給月	現 行	令和3年度	令和4年度以降
期末手当	6月期	2.225月	2.225月	<u>2.150月</u>
	12月期	2.225月	<u>2.075月</u>	<u>2.150月</u>
	計	4.450月	<u>4.300月</u>	<u>4.300月</u>

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

浦幌町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和22年浦幌町条例第15号）新旧対照表

第1条 浦幌町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

改正後	改正前
第1条～第5条（略） 第6条（略） 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の207.5</u> を乗じて得た額とする。	第1条～第5条（略） 第6条（略） 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額とする。
第7条～第11条（略）	第7条～第11条（略）

第2条 浦幌町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

改正後	改正前
第1条～第5条（略） 第6条（略） 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の215</u> を乗じて得た額とする。	第1条～第5条（略） 第6条（略） 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の207.5</u> を乗じて得た額とする。
第7条～第11条（略）	第7条～第11条（略）